

自治会・回覧

会員各位

10.09.01

桜台自治会

会長 笹野 哲郎

”桜台自治会共用施設管理規定”の一部改定について

この度、自治会館の利用方法と会館及びテニスコートの利用料金の改定を行いましたのでご連絡致します。主な改定点は下記の通りです。

1. 会館使用の優先順位と定期使用について（第二章 第14条）

会館使用については、申し込み先着順となっていますが、現状は定期的に使用する教室、サークルは慣習的に規定のないまま優先して予約表に入れていましたが、今回これを整理し実態に則し明文化致しました。

なお、定期使用者の契約期間は1年度内とし、毎年度初めに定期利用申込書を提出、事務局で全体の使用条件の調整を行います。

2. 会館利用料金の負担について（第二章 第15条）

*利用料金は、”使用料と冷暖房費”の2本だてでしたが”使用料”の1本だてと致しました。

*会員のみの利用についても最低限の受益者負担をお願いすることとしました。

*利用者区分を設け使用料金の明確化を図りました。

*利用料金は申し込み時に頂くことと致しました。

3. テニスコート利用料の負担（第三章 第22条）

テニスコートの使用料は昭和63年市原市から管理を委嘱されて以来、使用料を据置いてきましたが、近年利用者も増加して補修頻度も多くなっています。そのため利用料金を値上げ（200→300円）し、値上げ部分（100円）を積立してコートの補修整備などに対応いたします。

4. 会館利用料（円/時間）

利用者	区 分	1F相談室	1F和室	1Fホール	2F会議室	2Fホール	別 館
非 営 利	会員のみ	100	100	100	100	200	100
	混 在	150	200	250	200	300	200
	非会員	500	500	800	800	1000	500
営 利	会員のみ	150	150	200	200	300	200
	混 在	200	250	350	300	500	250
	非会員	800	800	1000	1000	1500	800
葬 儀		10,000 : 期間（最大2日）、事務所を除く全室					

桜台自治会ホームページ：<http://www.i-sakuradai.jp>

- 注1. 会員：桜台自治会員及び同居の家族
 注2. 混在：非会員が1名でも含まれている場合
 注3. 営利：そのグループ内で金銭の授受がある会合、教室、同好会等
 注4. 利用料は申し込み時に支払うこと
 注5. 定時外割増：5割増しとします
 4月1日から10月末日までは、16時30分以降20時まで
 11月1日から3月末日までは、15時30分以降20時まで
 注6. キャンセルについて
 やむを得ない事情によるキャンセルは活動日の3日前迄とします

5. テニスコート使用料（円/時間）

利 用 者	1 時 間
	300

- 注1. 同一サークルの利用申し込は、1時間単位とし最大2時間を限度とします
 注2. 利用料金は現行とおりの前金で支払う
 注3. キャンセルにつて
 ①活動日が風雨で使用できない場合は、申し出により使用料を返却する
 ②やむを得ない事情によるキャンセルは活動日の3日前迄とします

6. 会館使用上の注意（第二章 第16条）

会館の使用に当たっては、次の事を特に守って使用して下さい。

- ① 会館備え付けの火気以外は使用しないこと。
- ② 喫煙は所定の場所で行うこと。
- ③ 使用後には、部屋を清掃し戸締りを確実にすること。
- ④ 生じたゴミは必ず持ち帰ること。
- ⑤ 自分の持ち物は自分の責任で管理すること。
- ⑥ 会館の利用開始時及び終了時には事務所へ申し出ること。
- ⑦ 利用者の故意又は過失により会館の設備や備品等を破損したり汚したりした場合は、事務所に届け出て実費を賠償すること。
- ⑧ 利用中、不測の事態が発生し緊急退避する時は、自治会役員や事務所員の指示に従い行動すること。

7. 実施日

平成22年10月1日より

以 上